

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用促進について

先発医薬品(新薬)は、医薬品メーカーによって独占的に製造・販売できる特許期間等があります。しかし、その特許期間等が終わると、有効成分や製法等は国民共有の財産となり、厚生労働大臣の承認を得れば、他の医薬品メーカーでも製造・販売することができるようになります。先発医薬品の特許等の期間満了後に販売される医薬品がジェネリック医薬品です。

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

現在、一部の医薬品については十分な供給が厳しい状況が続いています。後発品の供給不足等が発生した場合に、適切な対応ができる体制を当院では整備しております。

なお、状況によっては、治療に使用する医薬品が変更となる可能性があります。事前にご説明の上変更いたしますが、ご不明点などがありましたら医師または薬剤師などにご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。